

上牧第二中学校 PTA 会則等の一部改正について

令和5年(2023年)1月25日付けで、上牧第二中学校 PTA 会則及び規則の一部が改正されました。下記に改正箇所を示しておりますが、本部会におけるこれまでの決定事項等には影響ありません。

図：改正箇所

条項等	改正前	改正後
上牧第二中学校 PTA 会則	<p>第十条 常任委員会及び任務</p> <p>1. 常任委員会は次の委員をもって構成する。</p> <p>(1) 学年委員会 (一年、二年、三年)</p> <p>①各学年及び学級の諸問題を審議し、理事会に提出する。</p> <p>②各学年全体委員会を招集し、会員相互の親睦をはかる。</p> <p>(2) 広報委員会</p> <p>①PTAの広報活動に務める。</p> <p>(3) 選考委員会</p> <p>①次年度の役員を選考し、決定した時点で理事会に報告する。</p> <p>2. 各委員会は委員の互選によって正副委員長を選出する。</p> <p>3. 教職員は各委員会に参画する。</p>	<p>第十条 常任委員会及び任務</p> <p>1. 常任委員会は次の委員をもって構成する。</p> <p>(1) 広報委員会</p> <p>①PTAの広報活動に務める。</p> <p>(2) 選考委員会</p> <p>①次年度の役員を選考し、決定した時点で理事会に報告する。</p> <p>2. 各委員会は委員の互選によって正副委員長を選出する。</p> <p>3. 教職員は各委員会に参画する。</p>
	<p>第十一条 総会</p> <p>1. 総会は本会の最高決議機関で全会員の過半数(委任状を含む)の出席によって成立する。</p> <p>2. 総会は年一回とし、理事会が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。</p> <p>3. 総会で審議決定される事項</p> <p>(1) 事業報告及び事業計画</p> <p>(2) 決算及び予算</p> <p>(3) 役員及び会計監査委員</p> <p>(4) 会則の改正</p> <p>(5) その他必要と認めた事項</p> <p>4. 議決は出席者の過半数をもって成立する。</p>	<p>十一条 総会</p> <p>1. 総会は本会の最高決議機関で全会員の過半数(委任状を含む)の出席または書面表決書の提出をもって成立する。</p> <p>なお、形式としては対面総会あるいは書面総会とする。</p> <p>2. 総会は年一回とし、理事会が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。</p> <p>3. 総会で審議決定される事項</p> <p>(1) 事業報告及び事業計画</p> <p>(2) 決算及び予算</p> <p>(3) 役員及び会計監査委員</p> <p>(4) 会則の改正</p> <p>(5) その他必要と認めた事項</p> <p>4. 議決は出席者の過半数をもって成立する。書面総会の場合は提出された書面表決書の過半数の賛成をもって成立する。</p>
学級委員選出基準	<p>3. 選出人数 (1) 学級委員 各学年6名</p> <p>(2) 補欠 各学年2名</p> <p>(補欠はやむを得ない事情により学級委員を続けられなくなった場合の交代要員とする)</p>	<p>3. 選出人数 (1) 学級委員 各学年4名</p> <p>(2) 補欠 各学年2名</p> <p>(補欠はやむを得ない事情により学級委員を続けられなくなった場合の交代要員とする)</p>

削

※学年委員会(各学年2名ずつ)廃止

新

※書面総会に関する規定を追加

新

訂

※会則第十条改正に伴う改正